

# NOSA | 島根

SHIMANE AREA  
INFORMATIONAL MAGAZINE

しんくみ あい たんじょう

## 新組合、誕生

新組合の概要

平成30年度事業計画

収入保険がはじまります



No.

創刊号

2018.4月



# 新たな船出にあたって

島根県農業共済組合として第1号の広報紙を通じて、  
県下の組合員の皆様にご挨拶させていただきます。



組合長理事

淡野俊雄

## 農業共済事業の発足

昭和20年8月15日、日本が戦争に敗れ、大食糧不足の時、連合国軍GHQの強い指導で、大地主の農地を市町村内で耕作している全ての農家に解放して自作農民とする農地解放制度により、食糧増産に努力することとなりました。せっかく実現した自作農民が、自然災害で被害を受けて経営に困らないよう「農業災害補償法」が昭和22年に発足し、島根県下の市町村単位に260の農業共済組合が誕生しました。

## 農業共済組合地域の拡大

その後、昭和30年代に入り、市町村の合併

で地域が拡大し、県下でも市町村共同の農業共済組合と農業共済事務組合に拡大し、それらをまとめる連合会、そして農林水産省の3段階制で運営してきました。

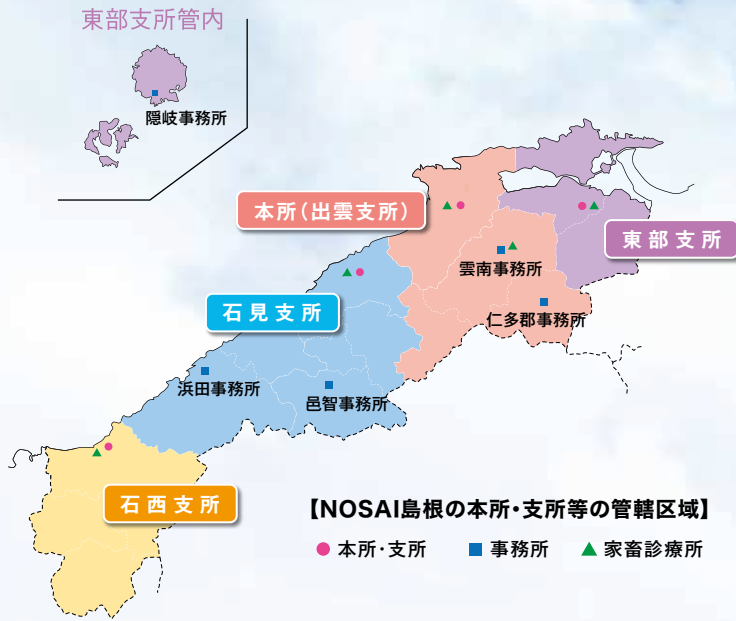
平成13年に県下1組合となったNOSAI熊本の事業実績が良いことから、農林水産省より、今後は県下1組合となり農業共済組合と農林水産省との2段階制で共済事業に取り組むよう強力な指導があり、島根県も平成24年より県下4組合と連合会の代表者による検討委員会が協議を重ねてまいりました。昨年には、各組合の総代会で、合併の同意と合併予備契約書が承認され、総代会で選出された合併設立委員により決定した運営要綱を基本に、島根県知事より設立認可を頂き、平成30年4月に島根県農業共済組合として発足しました。

## 農業保険品目の拡大

昭和22年から水稲と麦の当然加入制度から始まり、家畜・果樹・大豆・ハウス・建物・農機具、そしてそば共済へと拡充して制度発足70年を超えました。今、農業の経営体も大きく変貌し、平坦地も中山間地も自作農が減少し、農地を借りて耕作を拡大する大型農家・集落営農・農業法人が農地面積の多数を占める時代となりました。農林水産省も一筆ごとの農地を自然災害から守るだけでなく、大型農家の経営を守るために、全ての農作物の価格変動から経営を守る収入保険制度の導入と合わせて、水稲・麦共済が当然加入から任意加入となり、さらに損害評価もより合理的な方法とする検討が進められています。

# 組合運営の心構え

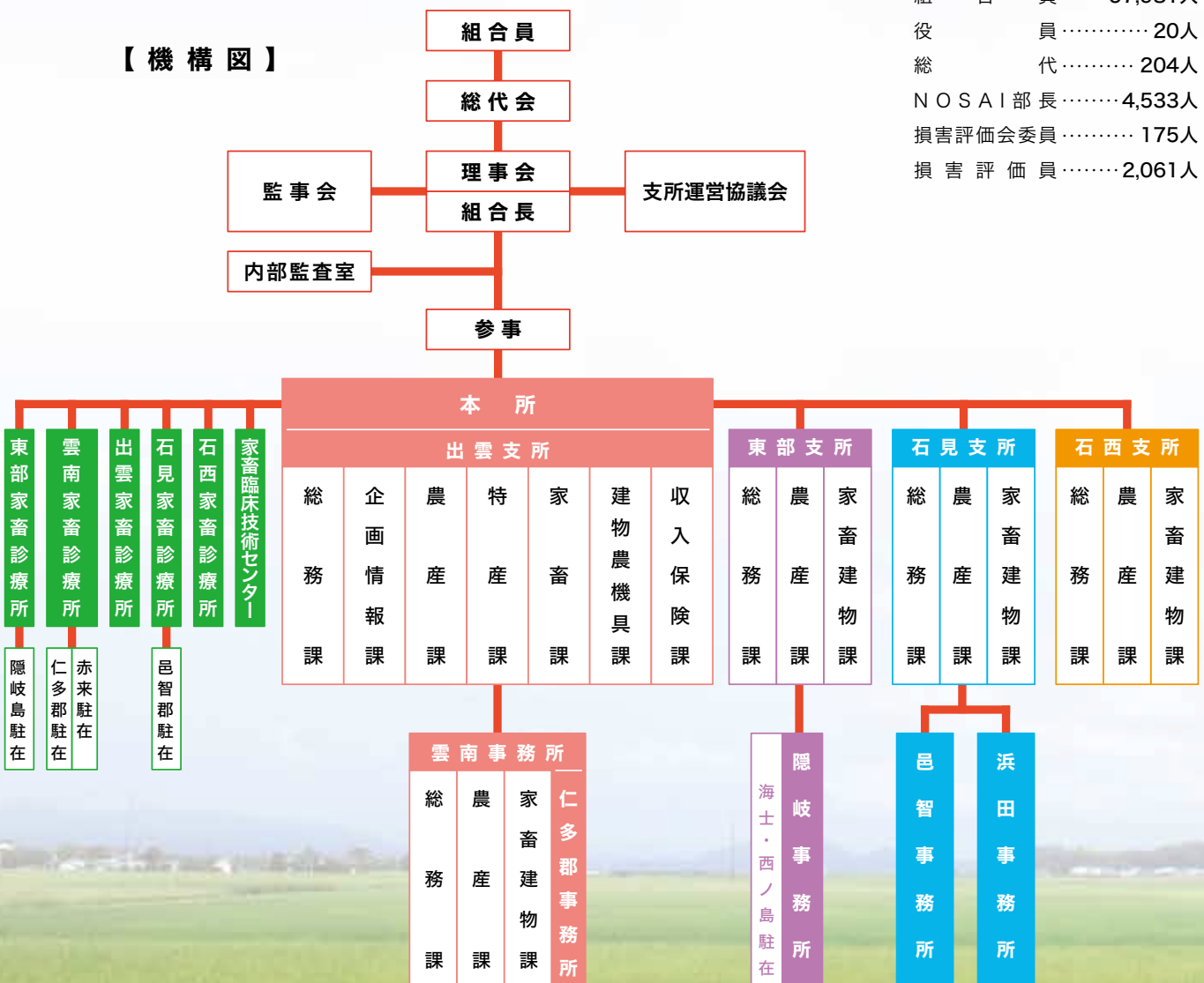
この様な状況下で、組合員が協力して相互に助け合う精神を基本に、今までの自然災害による補償と合わせて、新たに導入する収入保険制度を積極的に推進していきます。私たち農業共済は、農業経営を守る唯一の組織であるとの責務を強く自覚して、専門職員としての使命を高めることはもとより、責任役員をさせていただいているとの感謝の気持ちで役員一同が、努力してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



## 【機構図】

## 【組合の概要】

組合員……57,981人  
 役員……20人  
 総代……204人  
 NOSAI部長……4,533人  
 損害評価会委員……175人  
 損害評価員……2,061人



# 新役員紹介

平成30年度、新組合のスタートに伴い、  
新役員が決定いたしましたので、ご紹介  
いたします。  
敬称略

任期 平成30年4月1日

～平成31年2月28日



副組合長理事

高野 義徳  
出雲市稗原町



組合長理事

浅野 俊雄  
松江市西津田



理事

加納 弘  
安来市広瀬町



理事

桑谷 充男  
松江市鹿島町



理事

佐伯 徳明  
仁多郡奥出雲町



理事

松田 和久  
隠岐郡隠岐の島町



理事

堀江 眞  
雲南市吉田町



理事

金山 久一  
雲南市木次町





理事  
阿 郷 照 夫  
出雲市日下町



理事  
出 羽 嘉 美  
出雲市美談町



理事  
森 脇 茂 雄  
出雲市斐川町



理事  
吉 賀 孝 夫  
邑智郡邑南町



理事  
湯 淺 英 行  
大田市三瓶町



理事  
熊 谷 直 道  
大田市長久町



理事  
草 野 和 馬  
益田市美都町



理事  
草 田 吉 丸  
鹿足郡津和野町



理事  
三 浦 博 文  
浜田市三隅町



監事  
岸 本 建 夫  
邑智郡美郷町



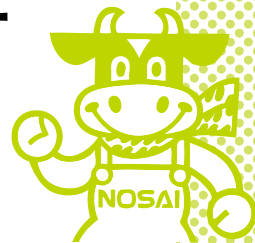
監事  
森 田 健 平  
安来市清瀬町



代表監事  
高 橋 讓  
出雲市湖陵町

すべての農家に

「備え」の種を届けます



平成30年度

## 事業計画

### 基本方針

平成31年から、農業者の収入全体を総合的に補償する収入保険制度が導入され、また、農業共済制度も大幅な見直しが行われます。

農業共済制度と収入保険制度の2つの制度を取扱うこととなりますが、農業者にとってどちらの制度が良いのか、講習会や相談窓口の設置などを通じて適切なアドバイスを行います。

具体的には、自然災害や市場価格の変動などに対するリスクに対する備えとして、農業共済と収入保険のいずれかの制度に加入してもらえよう、個々の経営形態に応じた提案型推進を進めていきます。

総共済金額 **1兆2,545億8,526**万円

		引	受	共済金額 千円
農作	水稲		1,827,869 a	11,226,244
			63,688,499 kg	
	麦		61,952 a	167,657
			1,306,426 kg	
	小計		1,889,821 a	11,393,901
		64,994,925 kg		
家畜	乳用牛		20,296 頭	3,107,241
	肥育牛		15,456 頭	4,519,915
	その他肉用		23,598 頭	5,734,671
	その他		24,641 頭	322,659
	小計		83,991 頭	13,684,486
果樹	収穫	ぶどう	8,219 a	360,837
		かき	3,487 a	46,845
		くり	750 a	1,138
	樹体	ぶどう	1,225 a	170,800
	小計		13,681 a	579,620
畑作物	大豆		50,397 a	130,872
	そば		28,530 a	27,183
	小計		78,927 a	158,055
園芸施設	ガラス室		25 棟	75,370
	プラスチックハウス		4,690 棟	2,929,430
	小計		4,715 棟	3,004,800
建物	総合		6,902 棟	39,260,000
	火災		90,711 棟	1,169,490,000
	小計		97,613 棟	1,208,750,000
農機具	損害		10,042 台	16,825,000
	更新		127 台	189,400
	小計		10,169 台	17,014,400

# 農業経営の 『新セーフティーネット』



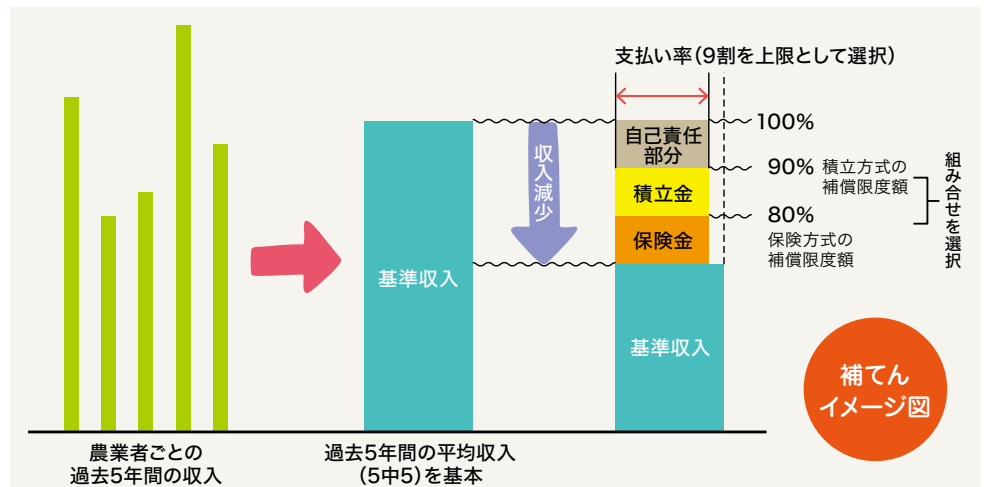
## 『収入保険制度』がはじまります！



### 収入保険制度とは...

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく価格低下など収入減少を補償する仕組みです。農産物ならどのような品目でも対象となります。

**補てんのイメージ**  
 農業者ごとに、保険期間の収入が一定割合（補償限度…上限9割）を下回った場合に、下回った額の一定割合（支払率…上限9割）を補てんします。



補てんイメージ図

### 補てん方式は2パターン！

掛け捨ての「保険方式」と掛け捨てとならない「積立方式」があり、保険方式（必須）に積立方式を組み合わせるかを選択できます。  
 保険料は50%、積立金は75%の国庫補助があります。

#### ◆基準収入金額 = 1,000万円の場合

保険料は、**7.2万円**

基準収入 補償限度 支払率 保険料率※  
 (1,000万円 × 80%選択 × 90%選択 × 1%)

積立金は、**22.5万円**

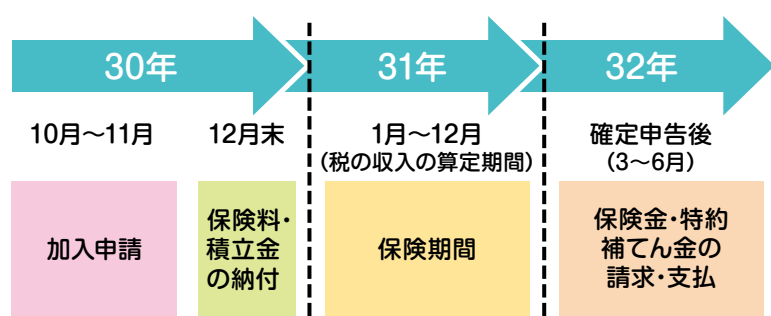
基準収入 積立幅 支払率 負担割合  
 (1,000万円 × 10%選択 × 90%選択 × 25%)



合計 **29.7万円**

※保険料率は予定料率  
 事務費(賦課金)は未定のため含まれない

#### ◆加入・支払等手続のスケジュール



※個人の場合のイメージ

※分割支払いも可(最終の納付期限は保険期間の8月末)

### Q.1

収入保険はいつから始まるの？

A 平成31年1月1日から始まります。

### 収入保険

### Q&A



Q & Aの続きは次のページに！

知っておきたい

# 収入保険

## Q&A



### Q.2

加入できる農家は？

A・青色申告を5年間継続して行っている農業者(個人・法人)が基本ですが、加入申請時に1年分の実績があれば加入できます。ただし、青色申告実績が5年未満の農業者は補償限度額の上限が下がりますが、実績が5年になるまで段階的に引き上げていきます。

### Q.3

対象となる品目は？

A・ほとんどの農作物が対象となります。ただし、畜産経営安定対策(マルキン等)の対象である「肉用牛」「肉用子牛」「肉豚」「鶏卵」は対象外です。

### Q.4

補償の対象となる要因は？

A・自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少も補償の対象です。機械の故障や病気、機我などで収入減少となっても、営農継続努力を行うなど一定条件を満たせば補償対象となります。

### Q.5

よく相談したらどうなるの？

なります。捨て作りや意図的な安売りなどは対象外です。

A・NOSA-島根では、各支所に収入保険制度の相談窓口を開設しています。収入保険制度に対する質問などにお答えしますので、お気軽にご相談ください。

また、NOSA-島根のホームページには、収入保険と類似制度の比較シミュレーションと基準収入算定シミュレーションをご用意していますので、収入保険をご検討されている方はご活用下さい。

## 家畜診療負担金 値上げのお知らせ

診療時間外(午後5時15分以降)往診の診療負担金を、下記のとおり値上げさせて頂くことになりましたのでお知らせします。

家畜診療所では、獣医師不足が続く中で、診療時間外の往診依頼は年々増加しており、獣医師への負担が増しています。そのため、やむを得ず今回の措置をとることになりました。組合員の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

- 1 診療時間外負担金 2,500円 (3月31日までの診療時間外負担金は1,500円)
- 2 実施日 平成30年4月1日より  
なお、休日(土曜、日曜及び祝日)の診療時間内の診療負担金は、現行通り1,500円です。

## 危険段階別の

## 共済掛金率を

## 導入します

平成30年4月に施行される農業保険法(旧農業災害補償法)では、組合員ごとの危険段階基準共済掛金率の設定が義務化されます。NOSA-島根では、過去の被害状況を反映した共済掛金率を設定し、農家の不公平感の払拭や、低被害農家の掛金負担の軽減を図るため、全ての共済事業(建物・農機具共済を除く)で組合員別の危険段階基準共済掛金率の設定を導入します。

農家の被害率に応じた共済掛金率となるので、共済金の受け取りが多い農家は掛金上がり、受け取りが少ない農家は掛金が段階的に下がります。

お問い合わせ・ご相談は  
最寄りの各支所・事務所まで  
お気軽にご連絡ください。



### 本所/各支所

本所/出雲支所  
〒693-0004 出雲市渡橋町748番地1  
TEL(0853)22-1478  
FAX(0853)21-1619

東部支所  
〒699-0109 松江市東出雲町錦浜474番地3  
TEL(0852)52-6727  
FAX(0852)52-5380

石見支所  
〒694-0064 大田市大田町大田イ652番地5  
TEL(0854)82-0656  
FAX(0854)82-0898

石西支所  
〒698-0003 益田市乙吉町イ598番地1  
TEL(0856)23-1950  
FAX(0856)23-1927

### 各事務所

隠岐事務所  
〒685-0104 隠岐郡隠岐の島町都万2016番地  
TEL(08512)6-9152  
FAX(08512)6-3330

雲南事務所  
〒690-2404 雲南市三刀屋町三刀屋110番1  
TEL(0854)45-3635  
FAX(0854)45-3673

仁多郡事務所  
〒699-1822 仁多郡奥出雲町下横田277番地1  
TEL(0854)52-2470  
FAX(0854)52-2428

邑智事務所  
〒696-0101 邑智郡邑南町井原1286番地5  
TEL(0855)95-1034  
FAX(0855)95-1035

浜田事務所  
〒697-0006 浜田市下府町350番地7  
TEL(0855)22-1622  
FAX(0855)22-3857

# NOSA-島根

発行/平成30年4月(No.1)

編集発行/島根県農業共済組合  
〒693-0004 島根県出雲市渡橋町748-1  
tel(0853)22-1478 fax(0853)21-1619  
mail:shimane@nosai-shimane.jp

http://www.nosai-shimane.jp/